

愛媛県「核燃料税」の更新

愛媛県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の愛媛県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	愛媛県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③核燃料物質重量割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③核燃料物質重量割：使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：59,000円/千kW/課税期間3か月 （廃止措置計画の認可を受け、廃止措置中のものは29,500円/千kW/課税期間3か月） ③核燃料物質重量割：600円/kg
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,047百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.1百万円
課税を行う期間	5年間（令和6年1月16日～令和11年1月15日）

- ・ 令和5年10月4日 愛媛県議会にて条例案可決
- ・ 令和5年10月17日 総務大臣協議
- ・ 令和5年11月17日 総務大臣同意
- ・ 令和6年1月16日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。